

# 兵庫県保健医療計画の改定の概要について

兵 庫 県

## 1 趣 旨

兵庫県では、地域の重要課題及び改正医療法の趣旨を踏まえ、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）の医療連携体制の構築及び在宅療養体制の充実、医療機関の医療機能の明示に重点を置いて、平成20年4月に保健医療計画の第5次改定を行った。（基準病床数については平成23年4月に一部改定）平成25年3月には5年の期限を迎えるため、改定を行うこととする。

## 2 改定の視点

平成20年4月の第5次改定を行った現行の保健医療計画について、平成23年4月に見直した基準病床数等も含めた改定を行う。

### (1) 2次保健医療圏域

2次保健医療圏域は、現行の10圏域を基本と考えつつ、圏域間の入院患者流出入状況、中核的医療機関の分布等を踏まえ、見直しの妥当性を検討する。

### (2) 基準病床数

基準病床数については、算定に当たり、国の動向を把握し見直しを行う。

### (3) 医療連携体制

現行の4疾病5事業に加え、新たに精神疾患や在宅医療等、地域の実情に応じた医療提供体制の充実・強化を図るための方策について検討する。

### (4) その他

現在、国において医療計画の見直し等に関する検討会が設置され、医療計画の見直しについての検討が行われていることから、こうした国の動向を踏まえ、記載すべき内容等についても検討を進める。

## 3 計画期間

平成25年4月から平成30年3月までの5年間とする。ただし、大幅な制度改正などがあった場合には、必要に応じて5年の経過を待たずに見直すものとする。



## 4 医療需給調査の実施

計画の全面改定に当たっての基礎資料とするため、県民の受療動向と県内の医療提供体制に関する医療需給調査を実施する。

調査種別及び内容

(1) 患者調査

県内医療機関を対象とした入院患者等に関する調査  
 (調査内容) 患者の居住市町、性別、年齢、病名、病床種別等

(2) 医療施設調査

県内医療機関の医療機能等の調査  
 (調査内容) 医療従事者、医療連携、診療内容、医療機器等

5 検討体制

医療審議会保健医療計画部会において、保健医療計画の検討を行う。

また、各圏域については、圏域健康福祉推進協議会医療部会等において、各圏域における圏域重点推進方策の検討を行う。

6 スケジュール

